

テロリズムとの戦いおよび国家の安全に対する侵害に関する
1986年9月9日の法律第86-1020号(1)
2009年2月19日統合版
(仮訳)

第1条

以下の規定を修正する。

- ・ 刑事訴訟法 - 第706-16条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-17条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-18条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-19条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-20条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-21条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-22条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-23条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-24条 (M) 新設
- ・ 刑事訴訟法 - 第706-25条 (M) 新設

第2条

以下の規定を修正する。

- ・ 刑法第257-3条 (Ab) 新設:

第3条

以下の規定を修正する。

- ・ 刑法第462条 (M) 修正

第4条

第4条の規定は、憲法院の1986年9月3日の決議第86-213 DC号により、憲法に適合しないと宣言された。

注:

1986年12月30日および1986年12月31日の法律第86-1322号(第3条)により修正された1986年9月9日の法律第86-1020号の表題

第5条

以下の規定を修正する。

- ・ 刑法第44条 (M) 修正

第6条

以下の規定を修正する。

- ・ 刑法第463-1条 (Ab) 新設
- ・ 刑法第463-2条 (Ab) 新設

第7条

以下の規定を修正する。

- ・ 1936年1月10日の法律第1936-01-10号 - 第1条 (V) 修正

第8条

下の規定を修正する。

- ・ 1881年7月29日の法律第1881-07-29号 - 第24条 (M) 修正

第9条

- ・ 2008年6月17日の法律第2008-561号により修正された - 第12条

I - 領土内において行われたテロリズム行為の被害者、および常にフランスに居住、または常にフランス国外に居住し、かつ領事館において定期的に登録をなすフランス国籍を有する者で、外国においてテロリズム行為の被害を受けた者は、本条に定める条件に応じて補償される。

II - 本条第I項の対象となる行為のもたらした身体的損害への全面的な補償は、補償基金を通じて行われる。この基金は法人格を備え、國務院の定める条件に応じた財産の保険契約に対する課徴金により運営される。

損害の責めを負うべき者、または何らかの理由により全面的もしくは部分的に保証する責任のある者に対して被害者が有する権利において、前記の者が負担すべき補償の限度額内において、この基金は代位する。

国務院の議を経たデクレは、その設立条件と運営規則を定める。

III - 補償基金は、請求がなされてから1か月以内に、身体的損害を被った被害者に対し、または被害者死亡の場合その権利者に対し、急速審理裁判官に案件を委ねる権利を害することなく、単一または複数の補償前渡し金を支払う責任を負う。補償基金は、損害証明書を受け取った日から3か月以内に、すべての被害者に対し、補償の申し出を表明する責任を負う。この規定は、損害が増大した場合においても等しく適用される。

交通事故被害者の境遇改善と保証手続の迅速化を目指した1985年7月5日の法律第85-677号第18条から第21条は、この基金の補償の申し出にも適用される。遅い、あるいは明らかに十分ではない額の申し出は、損害賠償金を受け取る権利を被害者にもたらす。

IV - 係争に際しては、損害をもたらした行為により刑事訴追に至る場合、刑事裁判機関の最終的な決定が下されるまで民事裁判官がその判決を延期する責任はない。

損害の被害者は、民法第2226条の定める期間内において、上記2項に指定された基金を裁判上に訴える権利を有する。

IVの2 - 補償基金は、行為の責任者に対する被害者またはその権利者の私訴原告人となることを申し立てる場合は、それが初めての控訴であっても刑罰に関する判決裁判所の場に参加することができる。その場合補償基金は主要な立場で参加し、法律により可能なあらゆる不服申立ての方法を用いることができる。

V - 財産の保険契約は、領土内において行われたテロリズム行為または襲撃による損害に対する保険業者の担保を除外することはできない。これに反する条項はすべて、記載されていないものとみなす。

国務院の議を経たデクレが、本項の適用手段を定めることとなる。

注：

1986年9月9日の法律第86-1020号の表題は、1986年12月30日（1986年12月31日の官報に掲載）の法律第86-1322号により修正された。

第10条

・1986年12月30日の法律第86-1322号第2条（1986年12月31日の官報に掲載）により修正

・2000年6月15日の法律第2000-516号第83条（2000年6月16日の官報に掲載）により修正

本法は、その発効以後になされた行為に対して適用されることとなる。

I - しかしながら、刑事訴訟法第706-25条は進行中の手続に適用することができる。

成年の重罪被告人が本法発効時点において決定的となった令状により重罪院に移送された場合、必要に応じて、行為が第706-16条の適用範囲内にあるのか、第706-25条第1パラグラフを適用すべきなのかを確かめるために、あらたに予審法廷に委ねることができる。

予審法廷に付託される場合は以下の通りである。

その1 - 重罪院における審理が開かれる前、またはその件が別の開廷期に委ねられたときにおいて、検察官、被告人、私訴原告人の申請があった場合。

その2 - 審理途中において、法廷が、検察官および当事者の所見を集めたのち職権により行う場合、さらには検察官の要請、または被告人もしくは私訴原告人の申請を受けて行う場合。

判決の前に、予審法廷は有効と判断したあらゆる証人尋問を命じることができる。付託から遅くとも2か月以内に判決を下すものとする。その令状は、重罪院移送決定の効力を発揮する。

本条項の適用により案件を委ねられた場合、その令状が決定的になるまでは、予審法廷は勾留と司法上の統制に関して権限を持つ。

II - さらに、本法第9条第I項から第IV項の規定は、1984年12月31日よりのちに行われた行為に適用することができる。

注：

1986年12月30日（1986年12月31日の官報に掲載）の法律第86-1322号（第3条）により修正された1986年9月9日の法律第86-1020号の表題

共和国大統領フランソワ・ミッテラン、

首相ジャック・シラク

国務大臣、財務金融民営化大臣

エドワール・バラデュール

国璽尚書、司法大臣

アルバン・シャランドン (Albin Chalandon)

文化通信大臣

フランソワ・レオタール

内務大臣

シャルル・パスクワ

内務大臣補佐、安全保障担当大臣

ロベール・パンドロー (Robert Pandraud)

(1) 予備審議：法律第 86-1020 号

国民議会：

法案第 155 号

法律第 202 号委員会代表リムジー (Limouzy) 氏の報告

審議、1986 年 6 月 24、25、26 および 27 日

可決、緊急性の宣言ののち、1986 年 6 月 27 日

元老院：

法案第 424 号 (1985 年から 1986 年)、緊急性の宣言ののち、国民議会により第 1 読会において可決

法律第 457 号 (1985 年から 1986 年) 委員会代表ポール・マソン (Paul Masson) 氏の報告

審議、1986 年 7 月 24、25 および 29 日

可決、1986 年 7 月 29 日

国民議会：

法案、元老院により第 1 読会において修正

両院合同同数委員会代表リムジー氏の報告第 338 号

審議および可決、1986 年 8 月 7 日

元老院：

両院合同同数委員会代表マソン氏の報告第 489 号 (1985 年から 1986 年)

審議および可決、1986 年 8 月 7 日

憲法院：

1986 年 9 月 3 日の決議第 86-213 DC 号、1986 年 9 月 5 日の官報に掲載